別表一中第三十二号を第三十三号とし、同表第三十一号中「一般国道四百六十八号のうち」の下に「茅ヶ崎市西久保字上ノ町から神奈川県高座郡寒川町宮山までの区間の道路、海老名市中新田字二番河原から厚木市上依知字鬼ヶ谷までの区間の道路」を加え、「木更津市下郡字杉戸から同市」を「東金市小野字羽戸から木更津市」に改め、同号を同表第三十二号とし、同表中第三十号を第三十一号とし、第六号から第二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六	上北道路（一般国道四十五号のうち青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字堀切沢から同郡東北町大字大浦字南平までの区間の道路をいう。）

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から適用する。

○国土交通省告示第四百十五号

平成二十四年国土交通省告示第五百七号（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条第十三項第四号、第三十九条の七第八項第四号及び第三十九条の百六第三項第四号に規定する国土交通大臣の証明に関する手続を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

題名中「第三十九条の七第八項第四号」を「第三十九条の七第七項第四号」に改める。

第一条中「第三十九条の七第八項第四号」を「第三十九条の七第七項第四号」に改める。

別記様式（第一条関係）中「第39条の7第8項第4号」を「第39条の7第7項第4号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の四第一項第二号の規定に基づき、昭和六十三年国土庁告示第一号（租税特別措置法施行令第二十八条の二第一項第二号に規定する国土交通大臣の証明に関する手続）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

第一条第一項中「第二十八条の二第一項第二号」を「第二十八条の四第一項第二号」に、「都市・地域整備局大都市圏整備課」を「都市局都市政策課」に改める。

○国土交通省告示第四百十七号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第七条第十二項の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

平成二十六年三月三十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

地方税法施行規則附則第七条第十二項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第七条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に該当する家屋において行われた耐震改修が地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十二条第二十四項に規定する基準に適合するものであることを、当該家屋の所在地を管轄する地方公共団体の長、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該家屋が同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関が別表の書式により証する書類とする。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

（別表）

（別表）

地方税法施行規則附則第７条第１２項の規定に基づく証明申請書

申請者　住所
電話
氏名　　印

家屋の所在地

上記家屋に係る耐震改修が完了した日　　年　　月　　日

上記家屋（建築物の耐震改修の促進に関する法律（昭和７年法律第１２３号）第７条に規定する要安全確認計画記載建築物又は同法附則第３条第１項に規定する要緊急安全確認大規模建築物に限る。）において、地方税法施行令附則第１２条第２４項に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことを証明願います。

地方税法施行規則附則第７条第１２項の規定に基づく証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

証明年月日	平成　　年　　月　　日
証明を行った地方公共団体の長	印

１．証明者が地方公共団体の長の場合